

[HP DIO目次に戻る DIOバックナンバー](#)

視点

消費不況・下降悪循環の懸念にどう対応するか

連合総研の経済情勢シンポジウムが11月4日に開かれた。

今年は、最初に田中努主査（中央大学政策学部教授）による当面する日本経済の動向に関する講演、また「日本型雇用は変貌しているか、その方向はどのようなものであるか」について小野旭氏（一橋大学名誉教授、東京経済大学教授）の講演をいただいた。次に栗林所長による例年の連合総研シミュレーションと内外経済情勢報告が行われ、最後に三者によるパネル・ディスカッションがなされ、日々直面している判断の難しい問題について内容の豊かな議論が交わされた。以下いくつかの目立った論点を紹介しよう。

<構造改革と財政運営の柔軟化>

田中努主査は混迷を深める日本経済の現状について、そもそも、現在の消費不況は消費税率引き上げによる5兆円規模、特別減税の廃止で2兆円、計7兆円をはじめとする1997年度財政に問題があったと分析する。

財政再建が一年早く進みすぎた。そこで過度の財政緊縮政策→消費不況→投資調整の再発生→黒字再拡大→円高→円高不況という下降悪循環のメカニズムが生じつつあることが懸念される。いま生じつつある消費不況→投資調整の再発生を遮断し、中長期的な構造改革をつづけていくためには財政再建を自己目的化するような政策を転換し、当面2兆円以上の減税などの所得税減税、法人税減税、次世代のプラスとなるような長期公共投資などの積極型の財政政策をできるかぎり早く発動すべきだと主張された。

所得税減税などの財源としては現局面では今年度の赤字国債減額予定分（4.5兆円程度）の一年先送りするということを考えてもよい。そしてある程度の財政運営の柔軟性を維持することが日本経済の構造改革という長期的な課題を達成するためにも不可欠であるとされた。

田中主査は、この財政構造改革法の2003年という目標について科学的根拠が乏しい、もともと足元の時点での数字もわからないというのが本当の話である。さらに赤字国債と建設国債の区分についてはむしろ次世代に確実にプラスとなるようなものとそうでないものという意味ではあったほうがいい、適正な公共投資は否定さるべき根拠はない、とされた。財政構造改革法が成立するとして、その「集中期間」を「集中不況期間」としないよう、そこでの運用の弾力化が是非求められたとした。

いま少し日本経済の長期的展望について補足すると、少し前までいわれた日本経済の強さ、良さとされてきたことがすべてなくなっているわけではない。長期雇用制度も取引コストを減らす役割があるなど別の経済理論で説明することも可能である。長期雇用と年功賃金には補完性がある。バブルがはじけたということだけで全てを失ってしまうかのような議論ではいけないとと思うと指摘された。

<日本の雇用システム崩壊は自明ではない
—正確には「変化の兆し」が出てきている>

小野旭氏は、まず日本型雇用システムの現状と評価について、以下のように述べられた。

この10年の間にまず日本型雇用システム後進性論から絶賛論への転換と国内外での広がり、そして突然の崩壊論、後進性論への逆行、ひいてはすでに日本型システムは崩壊しているとの議論がなされている。

さまざまのデータを突き合わせてみてもすでに崩壊したというのは全く自明ではない。しかし全く変化していないかというとそうではない。実証的にみれば、日本型といわれる「はえ抜き重視の内部昇進制」という特徴に着目して賃金センサスで分析すると、かって「はえ抜き」組が非「はえ抜き」組の昇進スピードを大きく上回っていたのに対し近年はその差が縮小している。これが「一社就社」の長期勤

続のメリットを低下させていることを意味するとうけれどことができ、不況下での新規大卒の若年層の労働移動率の上昇と関連づけて考えることもできよう。

この若年層の流動化傾向がはたしてこれから中高年層までに及ぶかどうか、また雇用システム全体が変化するかどうかが注目されるところだ、とした。

次に年功賃金が変化するかどうかという問題がある。外部労働市場での移動について年齢効果は数字でみるかぎりこれまであまり変化してきていない。したがって年齢別賃金格差は労働市場の流動化と矛盾しない。つまり年功賃金はそれほど変化しないかもしれないと考えることも可能である。年功賃金という特徴がもしも抜本的に変わるとすれば、日本で問わず語らずに前提となっている労働者の間での賃金の通念、つまり賃金には年齢別の生活保障の性格をもつという点が崩れるならば、変化は起こりうるといえよう。長期雇用システムについていえば日本が関わっているとしても、アメリカなどの外国でもかえって長期勤続化の傾向も指摘されているくらいである。

いずれにせよ日本型雇用システムが変化するとしても、断絶や崩壊ではなく「連續性をもってシフトいく」ことになろうとした。

<高コストなのは失業の社会的代価>

さらに日本の賃金水準が世界一になった、高コストになったという点について言及された。

終身雇用がそれをもたらしたということはできないのではないか。つまり生産性と賃金の見合いを示す労働分配率をみると、日本は先進国の中で低い方の国にとどまっている。このような相対関係でみるべきではないか。また日本の産業構造調整のスピードを国際比較するともっとも早い。構造変化の将来について必ずしも悲観する必要はない、とされた。

むしろわれわれが見落としがちなのは、「失業の社会的コスト」という問題である。失業によるGDP損失分は一人当たり750万円とするとラフにみて17兆円にもなる、失業を増大させないことが重要

である、と述べた。

<行財政改革と社会の長期的安定性>

会議のたびごとにロンドン・東京を往復され、ロンドンでの研究生活も送っておられる栗林所長からは、以下の点が述べられた。

機関誌DIOの本年一月号に、「97年度予算編成の動きを懸念し、「97年はなんとしても政策不況に陥ることだけは避けたいものだ」と書いた。しかし現実には残念ながら懸念通りになりつつある。

1990年代のアメリカ・イギリスは長期にわたる景気の好調を維持している。これは国内の堅調な消費に支えられたものだ。消費主導型成長ともいえよう。日本の景気回復策はもはや限られている。財政発動が抑制され、公定歩合が0.5%はこれ以上下げられない状況にあり、また輸出拡大による景気回復がさらなる円高を招く危険がある以上、国内需要、なかんずく個人消費の拡大にしか活路がない。

ところが、現在生じているのはそうした要請とは逆に消費のいっそうの冷え込み、消費性向の低下である。そしてそれを主因とした下降悪循環の懸念がある。経済への信頼の低下、先行き期待の低下がこれから進行することが懸念される。これに対しては減税をはじめとする財政政策の発動しかない。その際、仮に所得税改革と法人税改革いずれを優先させるのか、といわれれば、現在は企業は資金余剰状態にあり景気への即効性を考えれば所得税減税が先行さるべきだといえよう。

日本は家計もお金が余っている、企業も余っている、政府もその方向でというのが今の財政再建の議論の仕方、これはどうみても無理がある。資金循環表でみれば日本は一斉に貯蓄にはげみ、それは結局は貿易黒字となる。その帰結は明らかだ。つまりミクロとマクロのすれ違いとなる。

いずれにしても行財政改革は中長期課題として重要である。しかし現在の議論の仕方には将来いかなる方向に日本の経済社会をもっていくのかという視点がないまま、ただ当面現行制度をこわしてみようというような傾向がある。しかしおそらく長期雇用などもしもいったんこわれたなら元に戻らない危険も

ある。

現在の英国の政策や制度にどう関係しているかはつまびらかでないが、イギリスでは「利害当事者参加型（ステイク・ホールダー型）」ということが議論されはじめている。またWelfare to Work（福祉給付よりは仕事の機会）」ということが新労働党でいわれている。青年の失業を克服するにはわずかのお金をわたすよりは青年達に仕事の機会や教育・訓練の機会を与えるべきだという主張である。高齢化の進む日本のこれからの方針に示唆を与えるものだと思われる。

いずれにせよ日本の長所である「社会の安定性」という点をしっかりとみておく必要がある。

以上簡単に紹介したように大変に内容の濃いシンポジウムであった。

（小野 旭氏の講演要旨は次号掲載予定）

[HP DIO 目次に戻る DIO バックナンバー](#)

[HP DIO目次に戻る DIOバックナンバー](#)**寄稿****地方分権・勧告と今後の課題**

自治労中央執行委員長 橋本庸夫

地方分権推進委員会が4次にわたる勧告を行い、実質的な勧告作業を終えた。一言で言えば、月並みだが成果はあるが残された課題も多い、ということだろう。私自身2年間にわたり専門委員として委員会審議に携わってきた立場にあり評価は難しい面もあるが、審議経過を振り返りつつ論じてみたい。

95年7月に発足した委員会は、10月、主に権限委譲を審議するために二つの部会を発足させる。そして、12月末には機関委任事務制度の廃止を前提に「検討試案」を公表する。ここまででは村山政権下。翌年各省から再び意見を聞いた後、96年3月委員会は敢然と「中間報告」として機関委任事務制度の廃止を宣言する。しかしこの段階に至ってなお、省庁側は決して機関委任事務制度の廃止を認めようとはせず、委員会との溝は埋め難いほどに深かった。1月から政権を担っていた自民党と委員会との間に時折不協和音が響いたやに伝えられる。委員会はこの後、第一次勧告までの9ヶ月の間作業を進めながら、一定の方向転換を図っている。それは簡単に言えば、権限委譲問題から関与問題への移行ということができるかもしれない。権限委譲が各省の定員や利益にあまりに直接的に関わる課題であったために、これを避け自治体の判断権を拡充し国の関与を縮小するという方針を選んだのであろう。そうして省庁との力関係が逆転していることを示す象徴的な事件が、第一次勧告が迫った96年11月20日に起こる。橋本総理が勧告について「実行可能なしっかりとしたものにしてほしい」と言ったのである。

「実行可能」とはすなわち「省庁と合意していること」と霞ヶ関では理解されたという。法的根拠はどこにもないが、委員会は勧告内容について一々省庁と合意しなければならなくなってしまった。それで

も委員会は第一次勧告で、ついに正式に「機関委任事務制度」の廃止を勧告した。この意義は重たい。これで中央省庁は、これまでのような通達による指示・命令を安易にできなくなつたからである。また自治体は自治事務について条例制定が可能になることから国の顔色を見て仕事する必要はなくなつた。地域・住民の意向を基に仕事をする基盤ができたのである。

第一次勧告後、委員会は地方行革を討議する新たなグループを発足させる。官邸筋が地方行革の推進を検討するよう強く求めたのである。委員会が自治体の行政改革に関心がなかったわけではない。しかし、委員会が国の問題としてこの問題を取り上げれば、それは強権的、中央集権的なものにならざるを得ない。「分権」委員会の趣旨に反することをこれまで委員会は意図的に避けてきたということであろう。こうして委員会は、大きな趣旨替えを求められることになっていく。それは最も重要な税財源の検討の時に如実に表れた。第二次勧告の中心テーマであった税財源問題では、委員会は補助金改革の方向など勧告を行っているが、残念ながら国から地方への税源の委譲については極めて抽象的に触れることしかできなかつた。

第三次勧告は、極めて異質な勧告である。駐留軍用地の収用問題と地方事務官の事務と身分の問題を扱ったが、いずれも地方の要望と反対の結論を出したからである。委員会としての極めて政治的な対応と受け止めるがまったく遺憾と言わざるを得ない。

第四次勧告で、委員会は漸く大きな仕事をした。それは第三者機関の設置の勧告である。世論の関心は小さかつたが、第二次勧告前に提案され省庁がもっとも抵抗していたのがこの問題であった。自治体が国と裁判を行う道を開くことを勧告しており、これによって自治体は国の関与について堂々と第三者の審判を仰ぐことができるようになる。

さて、これら一連の勧告はどう評価されるべきであろう。委員会自身認めているように、これら勧告がすべて実施されたとしてもいまだに出発点にすぎないことは確かである。権限委譲も財源委譲もない分権など考えられないからである。しかし、第一歩は確かに歩み始めた。機関委任事務は、約6割が自治事務になり、これらにはこれまでのような国の包括的な指揮監督権はないし、原則的に条件制定が可能である。市町村がわが市わが町の顔のみえる条例を制定してこそ、本当の地方自治が生まれるであろう。

最後に、市民を中心とした地方分権を進めることによって自治体労働運動の改革が求められることについて触れておきたい。地方分権によって本当の意味で地域の主人公が市民となれば、労使関係もそのことに規定されないわけにはいかない。したがって自治体労働運動にとって、自治体の仕事、労働の方について常に市民に普遍化していくことが問われている。それは容易いことではないが不可能でない。われわれの仕事は市民との共有のテーマであり、どの地域でも自治体労働者と市民はその共同の経験が可能であるからである。

[HP DIO目次に戻る DIOバックナンバー](#)

「持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築」のポイント

—97年度経済情勢報告—

1. 97年度の景気情勢（第Ⅰ部、計量モデルによる展望）

—財政要因により成長は1%程度に減速—

(1) 我が国経済は、バブル崩壊後の93年10月を底に設備投資を中心に緩やかな回復を続けています。しかし、97年度の実質GDP成長率は1.2%程度にとどまり、96年度の同2.9%からかなりの程度減速することが見込まれます。この最も大きな原因は、消費税率の引上げ、特別減税の廃止など財政再建に比重をおいた経済運営にあります（97年度は、国民負担増の約9兆円に加えて、公共事業の抑制や消費税率引上げ前の駆込み需要の反動減などを含めると、財政に関する要因だけで約10兆円以上（GDP比で約2%強）の影響が出ることが見込まれます）。

(2) 各部門の内訳をみると、

- ・家計部門は、消費税率の引上げ、特別減税の廃止などの財政要因により、実質ベースでみた可処分所得は前年割れになるものと見込まれます。これに加え、雇用情勢の改善の遅れや景気の先行き不透明感などにより消費マインドが盛り上がりを欠くことから、家計の消費活動は停滞するものと見込まれます（97年度の実質民間最終消費は0.8%増）。
- ・雇用情勢は、求人や雇用者数では改善がみられるものの、失業率が求人、求職のミスマッチや労働力の需要不足などにより依然として高い水準で推移するなど改善の遅れが見込まれます（97年度の失業率は3.4%）。
- ・企業部門は、円高の修正、低金利の継続などを背景に、輸出や設備投資の増加により生産活動の増加

基調が見込まれます。鉱工業生産は、既にバブル期のピークである91年前半の水準にまで回復しています。消費税率引上げの影響や駆込み需要の反動減などからこのところ横ばいとなり、一部の業種で在庫の積み上がりがみられますが、基調としては増加傾向にあります。また、設備投資についても、ストック調整が終了し、企業収益も4年連続の増益が見込まれ、情報関連投資も堅調であることなどから、増加基調が見込まれます（97年度の実質民間設備投資は4.6%増）。

・公的部門は、公共事業関係費の緊縮をはじめとする厳しい財政事情により、公共投資は減少となることが見込まれます（97年度の実質公的固定資本形成は6.5%減）。また、金融政策については、成長が減速するなかで低金利政策が維持されるものとしています。

・純輸出については、95年半ば以降の円高修正の動きや堅調なアメリカなどの海外需要などを受けて、輸出は増加し、輸入は微増にとどまることが見込まれます（97年度の実質ベースでみた財貨・サービスの輸出は9.8%増、同輸入は1.1%増）。

この結果、経常収支の黒字は拡大に転じ、対GDP比で96年度の1.4%から97度には2.4%まで拡大することが見込まれます。これは、経済全体のバランスからみると、国内総生産の増加に対して個人消費をはじめとする国内需要の伸びが相対的に弱いことを反映したものとみることができます。

・物価については、消費税率の引上げなどの影響はみられるものの、その影響は一過的なものにとどまり、基調としては安定した動きを示すものと見込まれます（97年度の消費者物価上昇率1.9%増）。

(3) 以上のように、97年度経済は、財政再建に比重をおいた経済運営により、かなりの程度成長が減速することが見込まれます。こうした財政のマイナス要因は、足元の企業の生産・投資活動が比較的好調であることなどから、直ちに景気後退を招くとは考えられませんが、こうした要因が、企業家の投資マインドや消費者心理を萎縮させることにつながるようであれば、景気回復の持続に陰りが生じることも懸念されます。また、経常収支の黒字の拡大は、対外経済摩擦の再燃や円高へのオーバーシュートを引き起こすリスクを高めていることになります。

2. 98年度の景気情勢（第Ⅰ部、計量モデルによる展望）

－経済の持続的成長のためには消費拡大が鍵－

(1) 98年度の課題は、盛り上がりを欠いている国内需要の自律的な拡大をいかに確実なものとするかが焦点となります。国内需要の拡大は、対外不均衡の是正にも寄与しながら、経済の持続的成長を確実なものとするからです。

(2) 国内需要の自律的な拡大を確実なものとするためには、民間設備投資の拡大とともに、GDPの約6割を占める消費の持続的拡大が重要です。消費の持続的拡大のためには、雇用情勢の改善の遅れや景気の先行き不透明感などから消費マインドが盛り上がりを欠くことが懸念されるなかで、足元の可処分所得の伸びがどの程度確保されるかが重要な鍵となります。

(3) 98年度において、足元の可処分所得の伸びがどの程度確保されるかについては、①98春闘において積極的賃上げが行われるかどうか、また②マクロ政策として、不必要的財政支出を削減する一方で所得税、住民税の特別減税が実施されるなど、家計の経済活動に負担をかけない政策がとられるかどうかが重要な焦点となります。

(4) 以上を踏まえ、ここでは賃上げと特別減税などに関して積極的スタンス、消極的スタンスの両極を示す2つのケース（A、Bケース）を想定し、そのシミュレーション結果をみるとします。なお、いずれのケースにおいても、98年度において、①財政構造改革の集中期間の一年目として政府支出の削減が実施され、②公定歩合は現在の0.5%が維持されることを前提とします。なお、公定歩合については、自律的景気回復が本格的になった段階で、年金生活者の利息収入の減少にみられるような所得分配上の問題なども考慮し、適宜その引上げを図っていく必要があります。

・ケースAは、以上の前提の下で、春季賃上げ率6%と積極的賃上げが確保され、また2兆円相当の所得税・住民税の特別減税が実施されることを想定したものです。このケースでは、実質民間最終消費は

3.6%増、実質GDP成長率は2.6%増が確保され、失業率は3.2%と前年度3.4%より改善することになります。また、対外不均衡についても拡大に歯止めがかかる（経常収支黒字の対GDP比2.3%）ことになります。なお、賃上げが企業収益に与える影響については、人件費比率は93年度

をピークに低下傾向にあり、98年度においても企業の経常利益が人件費の伸びを上回って増加するものと見込まれるため、賃上げが企業収益を圧迫する要因とはならないものと考えられます。

・一方、ケースBでは、春季賃上げ率が定昇相当分程度の2%にとどまり、特別減税も実施されないと想定しています。このケースでは、実質民間最終消費は1.4%増、実質GDP成長率は1.4%増にとどまり、失業率は3.5%と前年度3.4%より悪化することになります。また、国内需要の低迷は、対外不均衡をさらに拡大させ（経常収支黒字の対GDP比2.7%）、円高圧力を生じさせることになります。

(5) 以上の試算は、積極的賃上げや適切なマクロ政策運営が行われなかつた場合には、個人消費を中心とする国内需要が低迷を続け、企業家の投資マインドや消費者心理を萎縮させることになるとともに、対外不均衡のさらなる拡大から円高圧力を生じさせることなどにより、結局息の長い持続的な成長が実現されなくなることを示しています。積極的賃上げや適切なマクロ政策により2%台の経済成長を確保することは、民間の自律的回復力を腰折れさせない基本的条件であることはもとより、労働移動を伴う構造改革の推進や一定の税収の伸びを必要とする財政再建にとっても不可欠です。

3. 構造調整の進展と構造改革の課題（第II部）

－構造改革の配当を労働者に－

(1) 我が国経済は、90年代に入り、企業が投資先としての国を選ぶという形でグローバル化が進展するなかで、製造業のみならず非製造業も含めた我が国の経済構造そのものが構造調整の過程に直面しています。

(2) 製造業については、生産基地の海外移転や輸入代替が進展する一方で、国内においては情報関連機器を中心に高付加価値化が進展するなど構造調整がかなりの程度進展してしています。ただし、中小企業については構造調整に遅れがみられ、またより長期的には、製造業を支えてきた「生産現場に密着した製造技術」が維持されるのかどうかが重要な課題となっています。

(3) 非製造業については、全体として構造調整に遅れがみられ、その生産性や効率性の上昇テンポの遅れ

が海外と比較して割高な生産立地コストをもたらしています。このため、公的規制を多く受けている非製造業部門を中心に、規制緩和を進めることができます。緊急かつ重要な課題となっています。

(4) 公共部門については、今後の高齢化の急速な進展に伴う財政負担の増大を控えて様々な課題を抱えています。すなわち、財政構造においては、政府債務の累積が将来的に経済を維持不可能な状態にすることが懸念されているほか、歳出構造の面では硬直的で無駄の多い公共事業費の配分、市場規律や透明性が不十分といわれている財政投融資制度のあり方などが問題とされています。また、行政システムそのものについても、旧態依然とした官主導、中央集権的なシステムの制度疲労が問題とされています。このため、財政構造改革を着実にすすめるとともに、行政システムについても制度疲労を解消し「有効な政府」を構築することが必要です。

(5) 財政構造改革を実行するに当たっては、財政とマクロ経済との関係を常に考慮に入れる必要があります。財政構造改革という名目で財政赤字の削減自体を優先するあまり、経済の安定が犠牲にされて高失業を招くといった事態は今後においても回避しなければなりません。また不況が深刻化すれば税収も落ち込むことになるので、財政赤字の削減を着実に進めるためにも一定の成長と経済の安定は必要となります。

(6) 社会保障制度については、新しい介護システムの整備といった国民の福祉ニーズに適切に対応する制度への改革と、高齢化の進展に伴う将来的な財政の制約条件を踏まえた制度そのものの効率化といった、二つの側面からの構造改革が必要となります。公的年金制度については、年金財政の将来見通しや民営化した場合の現役世代の「二重負担の問題」も含め、今後とも徹底した情報公開のもとで国民的に議論が尽くされることが望されます。

(7) 構造改革の成果を国民生活の安定・向上に結び付けていくためには、構造改革の前提として、社会的セイフティ・ネットや市場の競争条件を整備するための社会的ルールの確立・強化が必要となります。また構造改革の過程で生じる摩擦的な失業の増大などの労働市場の調整コストが高まらないよう、自己啓発減税制度の創設など将来得られるであろう改革の配当をあらかじめ雇用者に還元するような政策的な工夫が求められます。

4. グローバル経済下の構造改革と労働組合の選択（第Ⅲ部）

- (1) 長く厳しかった平成不況とその後の「回復感なき回復」の過程で、日本型雇用慣行は崩壊するという議論が盛んになりました。けれども、マスコミを賑わしたこのような議論とは逆に、今回の不況の過程をふりかえると、典型的な日本型雇用調整の進展が観察されました。そしてこれによって、3年連続ゼロ成長という深刻な不況にもかかわらず、大量解雇・高失業の回避が実現されてきたといえます。つまり、日本型雇用慣行は、結局どこにも行かなかったのです。
- (2) 総じていえば、日本経済は、今回の不況過程でも、大幅な雇用の悪化は回避したといえます。その基本的要因は、日本型雇用慣行のもとでの雇用尊重に基づいた労使協議により雇用調整が実践されたことがあります。さらに、それを可能とした重要な前提条件として、①大型経済対策によるマクロ経済環境の維持、②労働時間短縮の進展によるワーク・シェアリング効果、③雇用調整助成金制度などによる労働行政の対応、④日本産業のダイナミックな転換能力、などの作用も大きかったといえるでしょう。
- (3) けれども、日本の雇用慣行に、この間にまったく変化がなかったわけではありません。まず、就業形態の多様化の中での非正規従業員比率の増大傾向がみられます。これによって、新たな労働市場の二重性が創り出される懸念もあります。
- (4) また、労働条件の集約的表現である賃金の面でも、能力主義・実績主義の強化と個別管理の導入など、一連の変化が進んでいます。これに対して、労働組合としては、①人事評価の公平性・透明性・納得性の確保、②苦情処理制度の充実、③個人紛争処理システムの構築、などの具体的取り組み課題について、検討を深める必要があります。さらには、「剥き出しの能力主義は、はたして人間社会をしあわせにするのか」という問い合わせ直しも必要でしょう。
- (5) 日本経済の柔軟性を支えているもうひとつの柱として、春闘によるマクロ賃金決定も重要です。OECDの報告書でも、経済実勢に対応した日本の賃金の伸縮的調整が失業率を低くおさえる要因のひとつとして評価されています。しかしながら、景気変動に即応する賃金変動は、同時に労働者にリスクをもたらす可能性をも持っていることを忘れてはなりません。

(6) 労働組合として、もっとも警戒すべきリスクは、実質賃金の停滞と格差の拡大です。まず、実質賃金の動向についてみると、前年度の経済実勢の後追いとしての賃金決定が、生産性上昇率に対する賃金上昇率の遅れをもたらしがちであった傾向がみられます。このような実態をふまえ、労働組合としては、中長期的な実質賃金向上による、公正な成果配分を強く求めていかなければなりません。

(7) 一方、賃金格差については、1980年代に進行した格差拡大傾向は、90年代に入ると反転して緩やかながら縮小傾向に転じました。この点は、賃金格差拡大傾向の持続が大きな社会問題となっているアメリカやイギリスの状況と対照的です。ただし、より細かくみていくと、企業規模間の賃金格差が、1996年になって、これまでの縮小傾向から拡大に転じていることには注意が必要です。

(8) 未曾有の不況の中でも、総じて賃金格差拡大がみられなかつた要因のひとつとして、春闘相場の波及による、賃上げの平準化があげられるでしょう。企業別交渉を情報ネットワークによって連結した春闘システムによって、賃金決定における社会的調整が可能となっています。そして、春闘相場は、労働組合のない企業も含めて、日本の雇用労働者全体に、その影響力が及ぶという意味において、一種の公共財的役割を果たしているともいえます。連合のめざす春闘再活性化は、マクロ経済と賃金決定との調和という視点からも、また賃金格差拡大を回避するためにも、ますます重要性を増しているといえるでしょう。

(9) 年々の賃金改定の交渉の場では、同時に中長期的な賃金制度の改革もまた、重要な課題となってきています。この点に関しては、賃金制度を自己完結的なものとして捉えるのではなく、賃金体系・職務配置・教育訓練の各政策分野を有機的に結合することによって、職業的生涯を通じた賃金の改善をはかつていく視点が重要です。

経済のグローバル化の中で、世界で新たな市場経済のモデルをめぐる論争が生じています。それはアメリカ、イギリス、ドイツ、日本などの各モデルをはじめ多様な市場経済モデルの中での比較優位性を考えると同時に、いずれのモデルが人間社会にとって望ましいのかという議論です。

この経済のグローバル化のもとでは、アジアなどの低賃金国との競争が激しくなり「要素価格均等化」の法則が働きやすくなるので、もはや高賃金国に属する賃金や福祉のコストは上げられなくなるという

ような議論がしばしば聞かれます。しかし、これはその国の人一人当たり労働の（限界）生産性の水準が一人当たりの所得の高さと一致するという正統派経済学の考え方とは矛盾した考え方です。国民経済の生産性の上昇に見合って、所得・福祉は持続的に上がり、それと共に比較劣位産業は衰退し、比較優位の産業が拡張するのが市場経済です。経済の国際化の中でのこのダイナミックな産業構造の高度化、国民経済の近代化こそが、国内の平均の賃金・福祉水準の引上げをもたらしてきました。

世界の企業経営の一部には「グローバル化」を脅しに使って「低賃金・低福祉」をテコとした競争力強化をはかるとする傾向（「賃金・福祉抑圧型の競争力」）がみられますが、私達は高能率・高賃金型の「社会的に受容できる競争力モデル（Socially Acceptable Model of Competitive ness）」が妥当だと考えます。「社会進歩と両立する競争力モデル」こそが21世紀のグローバル時代のモデルです。

これは一般的にいえば一部にみられる「低賃金・低生産性」モデルに対して「高生産性・高賃金」モデルを戦略的に選択するということにほかなりません。

この「高生産性・高賃金」モデルはアメリカでは「ハイ・ロード・アプローチ（High Road Approach）」、イギリスでは「ステイク・ホールダー型（利害当事者参加型）」といわれるような労働組合が推進している企業・労使関係モデルと一致します。長期安定雇用、高技能、高い転換能力、従業員参加などの経営・労使関係モデルは「生産性の社会モデル」でもあり、そのいくつかの側面は日本型経営、労使関係に通ずるものがあります。

日本の企業システムには「人的能力開発型企業」としての長所があります。これは外部労働市場調達型＝「人的能力消費型企業」とは違った21世紀の知識基盤型社会に通ずる未来があるともいえましょう。

このようなハイ・ロード・アプローチにもとづく企業モデルは、私達が「福祉経済社会」とよぶ社会経済システムのなかでよりよく機能します。市場経済変動に対処するための社会保障制度、企業内のみならず企業を越えた生涯学習・生涯訓練のシステム、情報インフラ、社会インフラ、技術インフラ、環境インフラなどの新たな型の社会公共投資、景気変動に対応するマクロ経済政策の発動などがその支柱で

す。

〈付表〉

新連合総研モデルによるシミュレーションの前提条件と結果

		1996年度 実績	1997年度 実績見込	1998年度 ケースA	予測 ケースB
名目政府最終消費支出 (伸び率%)	3.1	2.2	1	1	
名目公的固定資本形成 (同)	-0.3	-4.1	-4.3	-4.3	
消費税	3%	5%	5%	5%	
特別減税 (兆円)	2	0	2	0	
公定歩合 (%)	0.5	0.5	0.5	0.5	
春季賃上げ率	2.86	2.9	6	2	
所定内労働時間	1764	1746.4	1711.4	1746.4	
同伸び率 (%)	-0.8	-1	-2	0	
対ドル円レート (円／ドル)	112.6	116.9	115	110	
実質世界輸入 (伸び率%)	6.3	7.6	6.8	6.8	
原油価格 (ドル／バーレル)	21.5	19.3	19	19	
実質GDP (兆円)	480.5	486.3	498.9	493.1	
同増加率 (%)	2.9	1.2	2.6	1.4	
内需寄与度	3.3	0.1	2.8	1.3	
外需寄与度	-0.4	1.1	-0.2	0.1	
実質民間最終消費 (伸び率%)	2.8	0.8	3.6	1.4	
実質民間住宅投資 (同)	14.2	-12.4	4.4	1.2	
実質民間設備投資 (同)	6.4	4.6	4.4	2.9	
実質政府最終消費 (同)	2.3	-0.4	0	1	
実質公的固定資本形成 (同)	-0.5	-6.5	-5.4	-4.5	
実質財貨・サービスの輸出 (同)	3.7	9.8	3.7	3.7	
実質財貨・サービスの輸入 (同)	7.6	1.1	5.8	3.1	
名目GDP (兆円)	503	516.6	533.1	524.8	
同増加率 (%)	3	2.7	3.2	1.6	
卸売物価上昇率－総合－ (%)	-0.7	1.5	0.3	-0.7	
消費者物価上昇率－全国・総合－(同)	0.4	1.9	0.8	0.3	
名目1人当たり雇用者所得 (万円)	530	535.4	558.9	537	
同増加率 (%)	1.3	1	4.4	0.3	
名目雇用者所得 (伸び率%)	2.6	2.6	6.1	1.1	
失業率 (%)	3.3	3.4	3.2	3.5	
有効求人倍率	0.72	0.74	0.75	0.72	
雇用者数 (伸び率%)	1.3	1.6	1.7	0.8	
就業者数 (伸び率%)	0.9	0.9	1	0.1	
所定外労働時間	147.6	153.7	162.8	158.7	
同伸び率 (%)	7.1	4.2	5.9	3.2	
鉱工業生産指数 (伸び率%)	4	3.9	4.5	2.5	
の経常収支 (兆円)	7.2	12.3	12.3	13.9	

他	同対 G D P 比率 (%)	1.4	2.4	2.3	2.7

[d i o目次](#)

ロンドン通信 No.4

ブレアーゴー政権の政策（その2）

連合総研所長 栗林 世

前回はQueen's Speechと第1次予算の基本的姿勢について述べた。今回は第1次予算の主要なポイントについてまとめてみたい。第1次予算は7月2日に発表されている。その予算の効果を評価するのには更に数ヶ月の時間を必要としよう。その意味で、現在の経済状況は、これまでの保守党政策が反映されていると言ってもよいであろう。そこで先ず経済状況を見ておこう。

現在経済は順調である。93年以降2%以上の成長を記録しており、97年に入ってからは加速度気味に3%台の成長を達成している。その結果、失業率は93年の10.3%から現在では5.2%へと半減している。政府の97年の予測は、3.25%であり、民間の平均が約3.5%である。この加熱気味な景気が消費者物価に反映し、総合消費者物価は7月以降対前年3%台に達している。しかし、住宅金利を除く消費者物価（以下RPIXと略記）は2%台の後半で推移しており、政府の目標2.5%からそれ程乖離していない。こうした状況を考慮して英国銀行は5月から4回に渡り、1/4%づつ計1%公定歩合（rate）を引き上げている。通貨供給量（M4）は、97年に入り対前年約11%で増加しており、MPC（通貨政策委員会）も指摘しているように、2.5%のインフレ目標とは整合的でない。この通貨供給量の増加は、株価や住宅などストックの価格に反映しており、日本のバブルの初期状況に類似しており興味深い。

第1次予算は、前回にも述べたように、こうした短期的な問題よりは中長期的な視点が重視されている。その意味では、短期的にはインフレ問題は金融政策に大きな比重がかかっている。第1次予算では、次のような経済状況を前提なし目標としている。成長率：97年度3.25%、98年度2.

5%、99年度以降は2.25%、インフレ；97年度2.5%、98年度2.75%、99年度以降は2.5%。こうした前提の下で、政府支出に関しては2年間前政権の政策を変えないと公約しているので、今回の予算は主に収入面に重点が置かれている。収支全体では、引き締め政策が取られており、98年度までに約GDPの0.5%政府収支を改善する計画になっており、その結果公共部門の借り入れ（PSBR）は、民営化やwindfall税関係を除いて、96年度に比較して98年度にはGDP比で3%低下するとされている。しかし、この増税政策は、企業中心であり、現在加熱気味の消費を抑えることにはならずその点が批判的となっていた。

増税の中心の1つは、年金基金や関係会社に対しこれまで優遇措置として取られていた税控除（tax credits）の廃止である。これにより97年度23億ポンド、98年度39.5億ポンドの増税が見込まれている。いま1つは、民営化された公益事業の過剰利益に対する“windfall税”であり、97、98年度共に26億ポンドと見込まれている。このwindfall税は、後述するwork-to-welfare事業に支出される。その他には、道路燃料税の引き上げ（これは7月のRPIXの上昇の原因の1つ）、財産移転関連の印税の引き上げ、法人税の脱税防止関連の強化が挙げられる。減税としては、家庭燃料のVATの8から5%への引き下げ（これは選挙公約）、投資刺激目的の法人税の33から31%への引き下げ及び中小企業関連の減税が行われている。

支出政策で注目すべき政策は、福祉と雇用に関する政策である。これから21世紀に向けての新しい経済において重要なのは、国民の才能と潜在能力、いわゆる人的資源の開発と活用である。現在生産年齢人口世帯の5世帯に1世帯は稼得所得が無い状態にあり、こうした社会福祉に依存している世帯に仕事に就く機会を与えることが重要であるとしている。そのための政策がwelfare-to-work、訓練、教育改革である。①仕事が必要な人にはその機会を提供すること、②仕事に就くことの方が得になるようにすること、及び③雇用と教育を通じて生活を向上させたいと思う人にはそのための手段を提供することである。

“New Deal”と呼ばれるwelfare-to-work施策の第1は、6ヶ月以上失業している18～25歳の若者を対象にしたもので、来年度から始まる。対象となる若者は、次の4つのうち1つを選択しなければならない。①提供された職場で働く（雇い主には1人当たり週£60の他£750の一定額の補助金が与えられる）、②ボランタリー組織で働く（その団体に6ヶ月で£3,200の補

助）。③政府の環境団体で働く（同前）、そして④フルタイムの教育または訓練を受ける。何もしないで失業手当を受け取ることは不可能となる。第2は、長期失業の成人に対するものである。長期失業者に仕事を提供する雇い主には、1人当たり、週£75が補助される。第3は社会福祉に依存している片親世帯を対象としたものである。仕事を探すための面接をし、仕事に就けるようとりはかろうとするものである。第4は育児介護者の供給増である。そのために第1の②も活用する。第5はハンディキャップを有する人々で働きたいと思っている人々を手助けすることである。このwelfare-to-workの財源は主としてwindfall税が当てられる。

訓練の一貫として“新しい産業大学”（放送大学）が構想されている。これもまたwelfare-to-workの1つといえよう。

（ロンドンより：10月28日：S. K.）

[目次に戻る](#)

第28回理事会・第26回評議員会における挨拶

連合総研理事長 芦田 甚之助

たいへんお忙しいなか、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、ご協議をいただく議題がいくつかあるわけですが、若干私の方からごあいさつさせていただきます。

連合総研も設立されて10年を経過するわけであります。連合総研は、いまでもなく労働組合がバックアップする研究所であります。そこで、労働者、生活者の立場にたった研究や提言を行い、それなりに組織の内外に影響力をもっていると思うであります。

このところよく経済のグローバリゼーションということがいわれております。もう一昨年になりましたが、国際自由労連の大会のテーマもそういうことでございました。また、それをうけて、世界の多くの国の労働組合がグローバリゼーション下における労働組合運動をどう進めていくかということについて、それぞれ研究機関との連携をとりながら、運動の推進に努めてきているわけであります。わが連合総研もまた、そういう視点から、いろいろな問題に取り組んできています。

もうひとつ、日本の例を挙げれば、あるいは日本だけの問題ではないと思いますけれども、少子高齢化の社会に入っているなかで、これまでのような行き方でいけるのかどうか。われわれが目指していいる福祉社会というものが、そういう問題を抱えております。それらに対して、われわれはどう対応していったらよいのか。やはり多くの方々からお知恵をお借りしてやっていかなければならない課題だと思うわけであります。

社会保障の問題等については、今の政府は、経済構造改革なり、財政構造改革なり、行政改革といった

いろいろな問題を提起しておりますが、少子高齢化の進展のなかで、見直しが迫られているわけあります。そういう問題についてもっと深く状況を見極め、検討をしていかないと、社会的な基盤というものが弱くなってしまうのではないかとの懸念があります。経済的な競争をきちんとやっていくためには、そういう社会的な基盤をしっかりとしていかなければならないはずですが、どうも財政上の問題に、それはそれなりに重要なことでありますけれども、目がいってしまって、社会的な面に配慮が足らないような状況になりつつあるのではないか。そういうなかで、私どもは、やはり連合総研の果たす役割が大変重要なところにきているのではないかと思っているわけであります。

きょうはいろいろと議案もございますけれども、これらの問題についても、みなさんから貴重なご意見をいただければたいへんありがたいと思っております。

そしてまた、連合総研が発足いたしまして10年を経過したわけであります。ひとつの節目でございますので、今年は、10周年の記念事業等についてもいろいろ計画をしております。それらについても、また、ご意見なりご協力なりを賜りたいと思っております。

冒頭あいさつかたがた当面する問題その他について若干見解を述べた次第でございます。

[目次に戻る](#)

地方分権推進委員会・第4次勧告についての談話

連合事務局長 笹森 清

1. 本日、地方分権推進委員会は、第4次勧告として、①国と地方公共団体との紛争処理機関、②これまでの勧告で積み残されてきた現行機関委任事務の区分け、③団体（委任）事務についての国の関与のあり方、④都道府県から市町村への権限移譲、の4つの課題について見解をまとめ、首相に提出した。今回の勧告内容は、部分的に評価すべき点が含まれているが、全体としては期待に十分応えたものになっていない。

2. 国と地方公共団体との間の紛争を処理する第三者機関については、国と地方の対等・協力の関係を保障するものとして注視してきたが、法的拘束力のない「勧告」を行う「国地方係争処理委員会」設置となったことは残念である。その中で「勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を国地方係争処理委員会に通知しなければならない」と注文をつけたことは当然であり、この点を中央省庁は重く受けとめるべきである。

3. 機関委任事務制度の廃止に伴う現行機関委任事務の扱いについては、残されていた23項目すべてについて区分けされ、社会福祉施設を自治事務とし、その設置認可の権限を都道府県に移したことは評価したい。しかし、社会福祉法人の認可事務については法定受託事務とし、事実上国の権限として残したことは問題である。

自治体が行っている団体（委任）事務に対する国の関与については、現在800以上ある国の権力的関与の内、約190項目について国の関与を認めた。この点については、あくまでも例外措置であり、今回の勧告で例示されなかった国の権力的関与については、認められないとすべきである。

4. 都道府県から市町村への権限委譲については、緑地保全地区の指定が政令指定都市に、老人訪問看護事業の指定が中核市に、開発行為の許可が人口20万以上の市に、児童扶養手当の受給資格の認定が

すべての市に、身体障害児等への日常生活用具の給付がすべての市町村に、それぞれ委譲するとしているが、市町村への権限委譲はわずか34項目にすぎない。また、権限委譲される自治体への財源等の手立てについては何も示されていない。

5. 今回の勧告で、地方分権推進委員会が当初予定した課題について一定の結論を出したとされている。4次にわたる勧告は、分権改革を進める幾つかの足がかりを示したが、地方への権限と財源の委譲についてはほとんど進んでいない。また、国の非権力的関与、必置規制、国の方出先機関等の制限、廃止についても不十分である。

私たちは、地方分権推進委員会が国の権限と財源を地方公共団体に委譲する作業に早急にとりかかり、勧告を行うことを求める。同時に私たちは、地方分権を進めることができ、新しい国民・住民参加型の社会を確立する鍵と認識し、その積極的な推進について取り組む。

[目次に戻る](#)

国際経済の動き

主要国の経済動向をみると、まずアメリカでは、景気は拡大している。実質GDPは、97年1～3月期前期比年率4.9%増の後、4～6月期は同3.3%増（確定値）となった。個人消費、設備投資は増加している。住宅投資はこのところ伸びに鈍化がみられる。鉱工業生産（総合）は増加している。雇用は拡大しており、雇用者数（非農業事業所）は7月前月差36.5万人増の後、8月は同4.9万人増となった。失業率は、8月4.9%となった。物価は安定しており、8月の消費者物価は前月比0.2%の上昇、8月の生産者物価（完成財総合）は同0.3%の上昇となった。7月の貿易収支赤字は、前月から拡大した。9月の株価（ダウ平均）は、乱高下したが、総じて上昇した。

西ヨーロッパを見ると、ドイツでは、景気は穏やかに回復している。フランスでは、景気は回復しており、イギリスでは、景気は拡大している。4～6月期の実質GDPは、ドイツでは前期比年率4.1%増、フランスでは同4.0%増、イギリスでは同4.0%増となった。鉱工業生産は、回復しているが、イギリスでは回復テンポは緩慢である（鉱工業生産は、ドイツ8月前月比3.2%減、フランス6月同0.1%減、イギリス7月同0.6%増）。失業率は、ドイツ、フランスでは高水準で推移しているが、イギリスでは低下している（8月の失業率は、ドイツ11.6%、フランス12.5%、イギリス5.3%）。物価は安定しているが、イギリスでは上昇率がやや高まっている（8月の消費者物価上昇率は、ドイツは前年同月比2.1%、フランス同1.5%、イギリス同3.5%）。

東アジアをみると、中国では、景気は拡大している。物価上昇率は、低下している。貿易収支は、大幅な黒字が続いている。韓国では、景気は穏やかに減速している。失業率は、低下傾向となってきている。物価上昇率は、このところ低下している。貿易収支は、赤字幅が縮小している。

国際金融市場の9月の動きをみると、米ドル（実効相場）は、やや弱含んで推移した〔モルガン銀行発表の米ドル名目実効相場指数（1990年=100）9月30日105.9、8月末比0.7%の減価〕。内訳をみると、9月30日現在、対円では8月末比0.4減価、対マルクでは同2.8%減価し

た。

国際商品市況の9月の動きをみると、全体では、上旬・中旬と弱含みで推移した後、下旬やや強含みで推移した。9月の原油スポット価格（北海ブレンド）は、おおむね横ばいで推移し、18ドル台での動きとなった後、月末には19ドル台となった。

国内経済の動き

需要面をみると、個人消費は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が薄れつつあるものの、回復テンポは緩やかである。家計調査でみると、実質消費支出（全世帯）は前年同月比で7月3.2%増の後、8月は0.5%減（前月比0.8%増）となった。住宅建設は、低金利が継続するなか、消費税率引上げに伴う駆け込み需要により大きく増加した反動もあって、弱い動きとなっている。設備投資は、回復傾向にある。公的需要関連指標では、公共投資の着工総工事費は、前年同月比で6月6.9%増の後、7月2.6%減となり、公共工事請負金額は、前年同月比で7月0.6%増の後、8月は7.4%減となった。官公庁からの建設工事受注額（50社）は、前年同月比で7月2.3%減の後、8月は8.9%減となった。

産業面をみると、鉱工業生産は、伸びが鈍化し、このところ横ばいで推移している。企業収益は、穏やかに改善している。また、企業の業況判断には、慎重さがみられる。

雇用情勢をみると、完全失業率が高い水準で推移するなど厳しい状況にあるものの、改善の動きがみられる。労働力需給をみると、有効求人倍率（季節調整値）は、7月0.74倍の後、8月0.72倍となった。新規求人倍率（季節調整値）は、7月1.15倍の後、8月1.20倍となった。雇用者数は、穏やかに増加している。総務庁「労働力調査」による雇用者数は、8月は前年同月比0.9%増（前年同月差47万人増）となった。常用雇用（事業所規模5人以上）は、7月前年同月比0.9%増（季節調整済前月比0.0%）の後、8月（速報）は同0.9%増（同0.0%）となり（事業所規模30人以上では前年同月比0.0%）、産業別には製造業では同0.4%減となった。8月の完全失業

者数（季節調整値）は、前月差3万人減の229万人、完全失業率（同）は、7月3.4%の後、8月3.4%となつた。

輸出は、強含みに推移している。輸入は、おおむね横ばいで推移している。国際収支をみると、貿易・サービス収支の黒字は、増加傾向にある。対米ドル円相場（インターバンク直物中心相場）は、9月はおおむね119円台から121円台で推移した。

物価の動向をみると、国内卸売物価、消費者物価ともに、安定している。なお、9月の消費者物価（東京都区部中旬速報値）は、医療保険制度改正の影響等によりやや上昇した。

最近の金融情勢をみると、短期金利は、9月はおおむね横ばいで推移した。長期金利は、9月はやや低下した。株式相場は、9月は一進一退で推移した。マネーサプライ（M2+CD）は、8月は前年同月比3.2%増となつた。

[目次に戻る](#)

事務局だより

[10月の行事]

10月6日 所内会議

8日 ホワイトカラーの仕事と賃金に関する調査研究委員会

(連合総研会議室)

13日 海外における雇用機会の創出等に関する調査研究委員会

(連合本部会議室)

アジアの社会的側面研究委員会 (連合本部会議室)

14日 ゆとりある就労と豊かな生活時間に関する研究委員会

(連合総研会議室)

15~17日 I C F T U 安全衛生環境会議 (ブラッセル)

20日 所内会議

21日 経済構造改革が雇用問題と労使関係に及ぼす影響についての調査

研究委員会

(連合総研会議室)

職場の労使関係の構造と労働組合の機能に関する国際比較研究委

員会

(連合総研会議室)

労働法制研究委員会 (連合総研会議室)

24日 グローバル経済時代の産業・雇用構造研究委員会

(連合総研会議室)

27日 教育・訓練・雇用政策に関するT U A C ワーキンググループ会議

(パリO E C D)

28日 少子化対策に関わる企業および労働組合の現状に関する調査研究

委員会

(連合総研会議室)

【新研究スタッフの紹介】

11月1日付けで、当研究所の研究員として小菅元生（こすげ もとお）さんが着任されましたので、ご紹介いたします。

〈プロフィール〉

1966年11月22日生まれ。神奈川県出身。慶應義塾大学文学部人間関係学科卒業。1990年4月株式会社伊勢丹入社。1995年10月伊勢丹労働組合伊勢丹支部執行委員。1997年11月商業労連特別中央執行委員。

〈本人から一言〉

11月1日付けで商業労連より着任致しました小菅です。この2年間、私は伊勢丹浦和店の神士服のショップに勤務しながら、労働組合の兼任役員の立場で活動してまいりました。研究職という仕事のみならず、デスクワークにさえ慣れていない自分です。これからはミクロの現場からマクロに視野を広げつつ、現場感覚を忘れずに頑張りたいと思います。私は、相変わらず厳しい状況が続く小売り業界の出身ですが、目を広げると日本、さらには世界が様々な課題に直面しています。おまけに地球の裏側の問題さえ明日の自分に関わってくる世の中です。その中で、少しでも自分なりの考え方を持ち、皆様のお役に立てるように、日々精進したいと思います。よろしくお願いします。

【連合総研10周年国際シンポジウムのご案内】

[第1日] 12月3日 (水)

13:00 開会

【第1セッション】

ワーク・ショップ～雇用・処遇・賃金のこれまでとこれから～

13:15 「報告」

・仁田道夫東京大学教授・久本憲夫京都大学助教授ほか

15：00 「パネルディスカッション」

～雇用・待遇・賃金の近未来と労働組合の選択～

・富田安信大阪府立大学教授・久本憲夫京都大学助教授ほか

[第2日] 12月4日(木)

【第2セッション】

国際シンポジウム～グローバル化の中の労働組合の課題～

10：00 J. Evans (TUAC事務局長)

「グローバリゼーションと21世紀への課題」

J. Faux (米EPI所長)

「アメリカ経済モデルと労働の未来」

11：10 R. Hoffmann (欧州労連研究所所長)

「EU統合と欧州労働組合の未来」

S. Purssey (ICFTU経済社会局長)

「グローバリゼーションとICFTUの役割」

【第3セッション】

国際シンポジウム～アジア労働社会の課題～

14：00 「問題提起」

・初岡昌一郎姫路獨協大学教授

朴栄基 (韓国 西江大学産業問題研究所長)

「韓国における労働社会と労働組合の未来」

陳繼成 (台湾 文化大学労工研究所所長)

「台湾・中国における労働社会と労働組合の未来」

15：05 C. Manusphaihaiibool

(タイ チュラロンコン大学教授)

「タイにおける労働社会と労働組合の未来」

和泉孝 (PRO書記長)

「アジアにおけるA P R Oの役割」

芦田甚之助連合総研理事長

「第3セッション総合コメント」

初岡昌一郎姫路獨協大学教授

「国際シンポジウムのまとめ」

[第3日] 12月5日 (金)

【第4セッション】

労働の未来を考える

10:00 桑原靖夫獨協大学教授

「労働の未来をどう考えるか」

10:40 佐藤博樹東京大学教授

「仕事と職場は今どのように変化しつつあるか」

11:10 連合総研 事務局 「労働組合の選択ー労働の未来を創る」

11:40 「パネルディスカッション」 ~労働の未来を考える~

桑原靖夫獨協大学教授、佐藤博樹東京大学教授ほか

【第5セッション】

連合の未来への挑戦

14:00 「報告」 ~産別組織の将来戦略~

・自治労、自動車、電機、ゼンセン、鉄鋼各産別書記長

15:45 「パネルディスカッション」 ~連合の挑戦~

コーディネーター 高木郁朗日本女子大学教授

笹森清連合事務局長・師岡愛美連合副会長・

服部光朗ゼンキン連合会長・高梨昌日本労働研究機構会長

17:30 閉会

[目次に戻る](#)

